

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成11年6月21日 制 定

平成30年3月20日 最終改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）及び都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱」の定義に該当するもののうち、全ト協が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。
- (2) 「事業者」とは、地方ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成の対象事業)

第3条 地方ト協が環境対応車を導入した事業者に対して助成事業を行う場合、全ト協は、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 地方ト協は、前項の助成事業を行う場合には、その助成事業に係る要綱等を別に定めるものとする。

(助成額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条第1号に定める環境対応車に対して、別に定める額を交付する。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

- 2 地方ト協への交付限度額は、別に定める。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造

天然ガス自動車を除く。)

(交付申請)

- 第6条 地方ト協は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を、別に定める期日までに、全ト協に提出しなければならない。
- 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

- 第7条 全ト協は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、別に定める交付決定通知書により地方ト協に通知する。
- 2 全ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
 - 3 第1項の通知を受けた地方ト協は、事業者に対し、これを通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

- 第8条 地方ト協は、事業者の環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

- 第9条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る環境対応車導入事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、買取りによる導入の場合は地方ト協を通じて事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

- 第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、地方ト協は、別に定める交付申請変更届出書を全ト協に提出しなければならない。
- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、地方ト協は、速やかに別に定める交付申請取下届出書を全ト協に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

- 第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。
- 2 事業者もしくは助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、

全ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したもののについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - (4) 事業者が地方ト協を脱会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、全ト協及び地方ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。
- 4 地方ト協は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で別に定める財産処分等届出書を全ト協に提出しなければならない。

第11条の2 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(予算案の通知)

第13条 全ト協及び地方ト協は相互に、毎年3月31日までに翌年度の助成金に係る予算(案)を通知するものとする。

(報告)

第14条 全ト協は、地方ト協が行う第3条第1項の助成等に関し、必要な報告を求めることができる。

(導入効果等の報告)

第15条 削 除 (平成27年3月20日)

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成11年6月21日)

第1条 本要綱は平成11年4月1日より適用する。

第2条 従前の「低公害車導入促進費交付要綱(平成10年6月)」に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成12年7月17日)

第1条 本要綱は平成12年7月17日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成11年6月21日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成13年4月2日)

第1条 本要綱は平成13年4月2日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成12年7月17日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成14年7月5日)

第1条 本要綱は平成14年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成13年4月2日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成15年4月1日)

第1条 本要綱は平成15年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成14年7月5日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成16年3月18日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成15年4月1日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 17 年 3 月 17 日)

第 1 条 本要綱は平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 16 年 3 月 18 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 18 年 3 月 20 日)

第 1 条 本要綱は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 17 年 3 月 17 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 19 年 3 月 26 日)

第 1 条 本要綱は平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 18 年 3 月 20 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 20 年 11 月 14 日)

第 1 条 本要綱は平成 20 年 11 月 14 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 19 年 3 月 26 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 22 年 3 月 23 日)

第 1 条 本要綱は平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 20 年 11 月 14 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 24 年 4 月 23 日)

第 1 条 本要綱は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 22 年 3 月 23 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 25 年 3 月 25 日)

第 1 条 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱(平成 24 年 4 月 23 日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 27 年 3 月 20 日)

第 1 条 本要綱は平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱 (平成 25 年 3 月 25 日) に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 28 年 3 月 10 日)

第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱 (平成 27 年 3 月 20 日) に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 29 年 3 月 23 日)

第 1 条 本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱 (平成 28 年 3 月 10 日) に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成 30 年 3 月 20 日)

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱 (平成 29 年 3 月 23 日) に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。